

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 江南市立古知野西保育園	種別： 保育園	
代表者氏名： 野村 良次	定員（利用人数）： 140名（119名）	
所在地： 愛知県江南市東野町郷前48番地		
TEL： 0587-56-2021		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 令和 5年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 株式会社 はな保育		
職員数	常勤職員： 21名	非常勤職員： 8名
専門職員	（園長） 1名	（保育補助等） 4名
	（保育士） 22名	
	（調理員） 2名	
施設・設備の概要	（居室数） 6室	（設備等） 乳児室1室・遊戯室1室
		保育士室1室・給食室1室

③理念・基本方針

★理念

自分らしく生きる

★基本方針

子どもたちの主体性を尊重し、園での活動を通じて自分自身を好きになり、自分で考え、自分で行動できる子どもになれるよう、支援します。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ①一人ひとりの子どもに丁寧に向き合い、自分らしさを大切に育みます。
- ②すべての活動の主体は「子ども」になるよう子ども自身の生きる力を育みます。
- ③体験することを大切にし、体験から得た知識を分かち合い、喜び合います。
- ④思い切り遊び、たくさんのことを学ぶ子どもを育てます。
- ⑤生活に必要なマナーを育みます。
- ⑥保護者の子育てを応援します。
- ⑦自分を大好きな子どもに育てます。
- ⑧すべての命を大切にできる子どもに育てます。
- ⑨「ありがとう」の気持ちを大切にできる子どもに育てます。
- ⑩自分で考え、自分で行動できる子どもに育てます。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 6年 6月14日(契約日) ~ 令和 7年 3月14日(評価確定日) 【令和 6年11月29日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	1 回 (令和 5年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆保育の改善に向けた姿勢

今回は指定管理者として、新たな運営母体となって2回目の第三者評価の受審である。前回の受審後は、「次回は改善に努める」と力強いコメントがあった。事実、今回は謙虚かつ熱心に自己評価に取り組み、前向きな姿勢が見て取れる。家族アンケートの結果からも信頼関係が深まったことが読み取れる。園長自らの業務をマニュアル化した「はじめての園長先生」の取組みを高く評価したい。

◆地域の協力と積極的なアプローチ

畑の世話や蚕の繭づくりなど、地域の協力が大きい。園長の積極的なアプローチで、小学校との連携も強く、様々な取組みがある。子どもや保護者が小学校を身近に感じられ、就学へのハードルも低くなっている。文部科学省の「架け橋プログラム」を意識し、実践している。

◇改善を求められる点

◆評価に基づく課題の抽出、改善への取組み

自己評価や第三者評価の結果を基に、改善の課題を明確化し、改善策や改善実施計画を作成して実行して行くことが求められる。次回以降に向けて、「愛知県福祉サービス第三者評価基準」の目的や趣旨・解説を参照の上、取組みを進めることを期待したい。

◆マニュアルの整備と共有

様々な決まりごとがあり、守って運営はされているが、いざという時に指針となるマニュアルが十分に整備されていなかった。職員が自信をもって動くためにも、適切なマニュアルを備え、職員間で内容を共有していくことを期待する。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

◆自己評価は個別で園長と面談し、第三者評価は職員全体で話し合い、全職員が現状の課題を把握し、園長は改善策を作成し業務の中に取り入れていく。

◆マニュアルは本社の方から送られているが、置く場所がきちんと定められている為、保管場所をきちんと整備し、職員にも共有し会議等でも適宜読み合せていく。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
<コメント> 保育理念、保育方針、保育目標は、保護者全員へ渡している園の「パンフレット」の冒頭に記載し、入園の際に説明している。タイトルに「Welcome」を冠したリーフレットを作成し、市役所などに配置している。保育室にも掲示し、職員への浸透に努めている。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a・②・c
<コメント> 指定管理者であり、市のホームページで各園の充足状況に関心を持っている。見学者も多く、次年度以降の入園児の予測も立っている。参観日後に保護者アンケートを行い、ニーズの把握に努めている。年間の収支を把握しており、常に安定した事業を目指している。今後は、学区の出生数の推移把握や、支出費用について一人当たりの分析を期待する。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・③・c
<コメント> 保育士が不足していることが課題であると認識している。職員の出勤時間を調整して対処している。また、グループ内で人事異動も進めている。設備更新は市、又は法人負担かの判断が難しく、課題となっている。今後は、保育士の配置基準を考えて、中長期的な採用計画を立案し、具体的に実行することを提案する。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・④・c
<コメント> 中期計画（令和5～7年度）が確認できた。前回評価から改善に努めたことがうかがえ、4項目の中期的なビジョンを掲げていることを評価したい。次年度以降は、数値目標の設定や具体的な成果、実施状況の評価を行えるような様式での策定を期待する。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・⑤・c
<コメント> 令和6年度事業計画書があり、指定管理者として市へ提出を前提に作成している。したがって、前述の中期計画を踏まえて策定されていない。自己評価では、「計画の内容が十分でない」と述べている。次年度以降は、実行可能な事項を積極的に掲げ、さらに数値目標の設定や具体的な成果、実施状況の評価を行えるような様式での策定を期待する。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 自己評価では、「職員に事業計画を周知することが難しい」と述べている。したがって、職員へは関係の深い事項を抜粋して伝えている。次年度以降は、計画策定の「素案」の段階で職員へ伝え、意見を反映した内容で策定することを提案する。職員の参画意欲と理解につながることを期待できる。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 自己評価で、「保護者が理解しやすい方法が取られていない」と述べている。事実「家族アンケート」では、「事業計画」が何を指しているのか理解されていない。事業計画の年間行事は「園だより」や「クラスだより」、「Welcome」を冠したリーフレットなどで保護者に周知している。事業計画を職員が理解した上で、保護者へ周知することを提案する。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<コメント> 全国保育士会編纂の「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用い、前年度と今年度を並べて面談している。リストの「目的と活用の期待」の結びに「保育の専門職としてさらなる保育の質の向上をめざしましょう」と記している。研修出席による職員の「研修報告書」で専門性の向上を確認している。第三者評価は継続受審している。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 自己評価では、「課題を明確にし、職員会議等で解決策を話し合っていく」と述べている。話合いの結果の文書は確認できなかった。今後は、「愛知県福祉サービス第三者評価基準」の目的、趣旨・解説を参照の上、話合いの結果（改善策及び実施時期等）を明文化することを期待する。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>前回の第三者評価の受審結果を受け、「はじめての園長先生」と題したマニュアルを作成した。一通りの職務を文書化したことを評価したい。園長不在時の権限移譲などを明文化し、園長の役割や責任について職員周知に努めている。今後は、「はじめての園長先生」を実践に沿った内容に高め、「職務分掌」として完備することを期待したい。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>自己評価では、「研修や施設長会に参加し、法令等を理解していく」と述べている。今回は、具体的な法令などの研修記録は確認できなかった。今後は、「指定管理者業務仕様」の「関係法規等の遵守」の条件に則って、計画的に理解に取り組むことを提案する。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	ⓐ	b・c
<p><コメント></p> <p>「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いての面談は、園長の熱心な指導力が発揮されている。前年度、今年度のチェックリストを並べて面談することで、職員の成長を認め、モチベーションの向上に努めている。本取組みの継続を期待する。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>可能な限り職員の負担軽減に努めている。行政の了承をとり、別々であった月案、週案を一つに集約した。個別記録は単票に記録せずリストに記録している。連絡帳はメッセージ伝達ではなく、保護者の同意を得て口頭で伝えている。登降園の管理は電子化している。今後は、職員の意見を取り入れて実効性を高め、その成果を数値として把握されたい。</p>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>本社主導で、ホームページを使って職員の募集を行っている。新卒者の園見学会を企画し、園長がパンフレットに基づいて保育方針などを詳しく説明している。応募者の面談は園で行い、非正規職員は園で採用を決定している。今後は、職員の配置基準に合わせて採用・退職を計画的に管理し、同時に定着に向けた具体的な施策を期待したい。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>「トータル人事マネジメント」の文書は確認できなかった。「就業規則」に則って人事管理をしているとのことであるが、そのための運用マニュアルは確認できなかった。職員へは、「一定の基準に基づいた処遇（評価）」が必要である。したがって、今後は本社と相談の上、「総合的な人事管理規程」を制定することを提案する。</p>			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園長の目指す働きやすい職場とは、「ストレスなく、楽しく、何でも相談できる環境である」としている。職員とは「就業意識調査」を兼ねて面談を行い、職員アンケートは本社発信のスマートフォンで行っている。有給休暇は職員ごとの偏りはなく、満遍なく取得している。時間外勤務は無いことを基本としており、各種休業制度も適切に運用されている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を基に、園長が個別面談を行って育成に努めている。このチェックリストは、園の一日の流れの各場面で、「職員が子どもとどのように関わったか」を振り返り、より良い関わりへ導こうとしている。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>本社が企画した「保育全体研修」がある。年4回の日時は決まっているが、研修内容は決まっていない。職員へは電子メールで通知が届いている。今回の評価では、「研修方針や意義」について述べた、方向性を示す文書は確認できなかった。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育全体研修」が年4回行われ、全職員が対象になっている。日時は土曜日終日としている。「研修報告書」の提出は必須で、園長はコメントを付しフィードバックしている。今後は、本社企画の研修とは別に、外部研修への参加を期待する。また、事業計画の一環として実施することを提案する。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ④ ・ c
<p><コメント></p> <p>「実習生・ボランティア受け入れマニュアル」がある。実習の目標で「保育実習の意義は、それぞれが養成校で学んだ専門の理論や知識、技術を具体的に実際に乳幼児とふれあいを通して体験すること」と述べている。今年度は実習生2名を受け入れているが、今後は前述の「実習の目標」を理解し、事業計画の一環として受け入れることを提案する。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>指定管理制度の園であり、市の管理監督が行き届いている。年1回、市指定の「事業実施評価調書」で自己評価をしている。常時、園のパンフレット及び「Welcome」を冠したリーフレットを市役所に配置している。市との指定管理制度の取決めにより、第三者評価を毎年受審している。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	② ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>指定管理者として、年間の収支報告書を作成している。特に、支出については費目別に把握している。今年度は本社の内部監査報告で「文書による改善指示事項はなく、監査項目に問題は認められない」とある。園の物品購入、設備修理などは、「事務マニュアル・手順書」に則って健全運営されている。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a · b · c	
<p><コメント> 自己評価で、「地域の方をお呼びして、小学校や老人施設との交流を行っている」と述べている。昨年度の地域活動事業としては、田植え、ヌマエビの養殖、蚕、稲刈り、七夕などがあり、正月のしめ飾りを近隣住民に配布した。小学校行事への参加や、高齢者施設への訪問などもある。</p>			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a · b · c	
<p><コメント> 「実習生・ボランティア受け入れマニュアル」の文書が確認できた。今年度は中学生5名のボランティアを受け入れている。市へ環境学習アドバイザーの派遣を要請し、「蚕」飼育に関するアドバイザーを受け入れている。今後は、ボランティア登録を推進し、組織的な受入れ態勢を整備されたい。</p>			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a · b · c	
<p><コメント> 子育て関係の相談先の一覧表（市が作成）及び電話番号一覧表（病院、地域公的機関）を設置している。前者は市複合公共施設内や市役所内に所在しており、実際に訪問して連携を図ることを提案する。</p>			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a · b · c	
<p><コメント> 自己評価で、「小学校や地域との連携する機能を取り入れている」として、民生委員との連絡、地域の夏祭りへの参加、小学校の運動会への参加、学童保育で一緒に遊ぶなどの具体的な取組みを挙げている。今後は、地域の福祉ニーズを把握するための活動を期待する</p>			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a · b · c	
<p><コメント> 子育て支援活動として、昨年度は「ほほえみ広場」を4回実施している。本活動は、未就園児親子の遊び場として園の施設を提供している。園庭開放は毎週火曜日（10時～11時）に行っている。子育て相談は随時受け付けている。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>主体性を大切にしたい保育を目指し、園長、園長代理も保育に参加しながら園の方針や目指すものを伝えていく。園の基本姿勢を各保育室に掲示し、月1回の職員会議で保育の姿を考える時間を作っている。遊びを大切に考え、異年齢での活動が中心であるが、それぞれの年齢の活動が深まるよう、話し合いの時間を多く設けている。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「はな保育基本概念」に、プライバシー保護に関して記載がある。「子どもの人権を守り、健やかな成長を見守る」という基本姿勢の下、保育にあたっている。プール後のシャワーから着替え場所への移動時の目隠しを行い、外の視線から遮断している、また、宗教上、肌を見せられない子への個室での着替えの配慮など、様々な取組を行っている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園のパンフレットは、園の概要に加え、子どもの活動の姿が写るカラー写真を多く入れ、分かりやすいものになっている。市役所に入園の相談に来た人が、すぐに手に取れるようになっている。園見学の希望者には、園長が個別で対応して丁寧に説明をしている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>入園時には園長が「入園のしおり」を渡し、丁寧に説明している。「入園のしおり」は、園長と園長代理で、昨年のもを見直しながら、毎年改定を行っている。外国籍の保護者には、市役所の通訳を通して説明することもある。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>転園児は市を通じて、資料が届く仕組みになっている。市で定められた方法があり、必要書類が一覧で確認できる。子どもを送り出す場合も同様で、保護者の確認を得てから、転園先等に情報を送る取決めがある。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>行事後にアンケートを取り、その結果を職員会議等で報告して情報を共有している。個人懇談、保育参観を行った後の意見も、記録して職員間で共有している。アンケートの内容により、保護者個人との話し合いや問題解決は行われているが、全体への結果公表はされていない。問題改善の取組について、保護者へ知らせることで、園への理解も深まる。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みは、保護者には入園時に周知している。第三者委員の設置や、意見や苦情の受付担当者については玄関に貼りだし、保護者の目につきやすいようにしている。苦情処理簿はあるが、今年度には苦情はなかった。園長との話し合いで解決しているとの話であったが、その内容も記録に残し、内容を職員と共有し、改善への学びにつなげられたい。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a · b · c
<コメント> 相談にはいつでも応じる旨、保護者に声を掛けてあり、その都度保護者が声を掛けてくる。園長も積極的に保護者に声を掛け、話しやすい雰囲気を作っている。意見ポストを設置し、行事ごとのアンケートを取っている。相談の内容により、職員室や遊戯室を利用するなど、保護者のプライバシーにも配慮して相談を受けている。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a · b · c
<コメント> 苦情に関する対応マニュアルは確認できなかった。市の園長会の報告書をマニュアルとしていたが、対応については実際に何をすべきかがわからない。また、職員への周知はなかった。苦情が出た際の行動の指針となる苦情解決のためのマニュアルを作成し、職員への周知と研修を行われることを提案する。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a · b · c
<コメント> ヒヤリハットの取組みは行っていない。事故報告は保険対象の子どものみである。SIDS（乳幼児突然死症候群）の対策としての睡眠の見守りチェック表や、プール活動時の見守り等は規定通り行われている。今後は、日常の小さな事故を分析し、それを職員間で共有することにより、大きな事故につながるリスクを回避することができる。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a · b · c
<コメント> 感染症予防・対応マニュアルは確認できなかった。嘔吐処理の方法が写真で分かりやすく掲示してあり、職員がすぐに行動でき、子どもの感染を最小限に抑えるための働きかけは確認できた。決められた対応は行っているが、対応の指針となるマニュアルの作成と、職員への教育を期待したい。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a · b · c
<コメント> 避難確保計画が作成され、非常時の保護者への連絡方法が決められている。避難訓練も行われており、備蓄品も分かりやすいよう職員室に置き、いざという時にすぐ使えるよう配慮している。安否確認の方法が、全職員への周知されていなかった。避難訓練等を利用して全職員へ周知し、いざという時に全職員で子どもを守る体制を整備されたい。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a · b · c
<コメント> はな保育の具体的な保育の方法が、分かりやすく記載された書面があり、入社時に説明している。マニュアルの一つとして、職員室にも置いてある。職員には、年度末に自己評価とセルフチェックリストを行っている。はな保育全体の研修もあり、研修後のテストで習熟度を測っている。その結果が園ごとに示され、職員の理解度が測られている。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a · b · c
<コメント> 園のマニュアルの見直しは、問題があった場合にその都度行われる。会議で話し合い、意見をまとめて、マニュアルを変更している。変更されたものは、各職員へ配付される。マニュアルをまとめたものは存在しなかった。各職員の裁量で保持しているが、園として、マニュアルをまとめたものを一覽で保管することを提案する。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 「保育の全体的な計画」に基づき、指導計画を作成している。3歳未満児の個別指導計画、障害のある子どもの個別支援計画も記録されている。月末に反省と次月の計画を提出し、園長代理が指導を行っている。職員は「保育の全体的な計画」を踏まえた上での、指導計画への反映は不十分だと感じている。指導計画の意味を含めての研修の機会を作りたい。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 指導計画の様式は市に準じており、年に1度指導計画の見直しを行っている。今年度途中で記録様式が変更されたため、書き方の研究中有であるが、子どもの様子を踏まえて記録が行われていた。毎月園長代理に提出し、確認が行われている。指導が必要な場合は、個々で話し合いを行って進めている。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 保育の記録は月・週案や個別記録など、適切に行われている。書き方のマニュアルもあり、園長代理の指導も入る。職員は、同学年の複数担任での意見のすり合わせの時間を取り、学びあい、書き方の学びになると感じている。この意見から、定期的な会議以外にも打合せの時間を確保している。職員が積極的に話し合う時間を作っている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 記録の保管・保存・廃棄に関する取決めがあり、規定通りに行われている。個人情報保護については全体研修が行われ、職員への周知の機会がある。保護者へは「個人情報取扱についてのお願い」を入園時に配付し、同意を得ている。今後は、職員への理解を図る取組みが必要である。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成			
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」の中に、「保育所の理念」や「方針」が明確化されている。はな保育の保育理念「自分らしく生きる」を各クラスに掲げ、子どもの主体性を大切にした保育を行っている。</p>			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>子どもの遊びを保障する環境設定を行い、遊び方や活動、時期により随時模様替えをして、遊びが充実する工夫をしている。やりたいことを集中して行える、時間の確保や場所の設定、材料の確保など、様々な仕掛けがなされている。戸外遊びの充実と、好きな場所を選んで遊ぶことのできる自由を子どもに提示し、選ばせ、主体性の育ちを援助している。</p>			
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <p>環境を整え、主体的に活動ができるように日々の保育を進めている。しかし、余裕がないときは、せかせそ大きな声を出してしまうという職員の反省が見受けられた。人員や時間、心の余裕のある保育を目指し、職員に対しても温かい保育園を目指していただきたい。</p>			
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>整頓の方法を写真で掲示したり、着替えを置く場所を分かりやすいように工夫したりして、環境を整え、子どもが一人でできるよう仕向けている。成功体験が喜びとなり、次への意欲になるような働きかけをしている。些細なことでも褒めてやる気を出させ、少しの援助でできたような気持ちにさせ、次への意欲につなげている。</p>			
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>基本的には、園内では子どもが選んだ場所で、好きな遊びができるようにしている。朝から戸外で遊ぶ子どもが多く、園庭には様々な遊びが展開されている。本人の希望で室内で遊ぶ子どももおり、職員が連携して遊びを見守っている。昼寝のある午後からは、幼児中心にドッジボールなどの集団遊びもでき、状況を見ながら様々な遊びが展開できる環境である。</p>			
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>保護者へは、連絡帳アプリで園での子どもの姿を伝えている。睡眠時間や食事量、排便などの情報が保護者とアプリで共有でき、写真も見られるため保護者には好評である。自由に遊べる環境を大切にしており、ぶつかり防止のガードを、必要と思われるすべてに設置している。市の方針に従い、保育中の姿はできるだけ口頭で伝えられている。</p>			
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>安全の見守りをしながら、その上で、成長を促す遊びを提供している。子どもと一緒に散歩へ行く、体操などで体を動かすなどの機会を作り、さまざまな遊びの体験ができるようにしている。絵本の読み聞かせを多くしたり、遊びの中で歌ったりすることで、楽しい雰囲気の中で情緒や言語の発達を促している。</p>			

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 遊びが充実するよう、年齢や興味に応じた環境を作ることに力を入れている。また、戸外遊びを十分に行い、体を動かす楽しさを感じられるようにするという目標もある。地域との交流が盛んで、畑で芋ほりや野菜の収穫をしたり、蚕を育てて繭を作ったりと、いろいろな経験ができる。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 障害のある子どもの個別指導計画が作成され、加配保育士の配置もあって安心して過ごせている。障害特性に応じて、クールダウンできる場所を設定したり、気分転換になるよう距離を置くなど、個々に必要な配慮がある。送迎時や個人懇談で情報を共有し、必要であれば、保護者と職員室や人のいない保育室で話をするなど、プライバシーにも配慮している。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 早朝保育、延長保育利用の保護者には、「早朝・延長連絡表」にその日の伝えたい情報を記入しておき、早朝・延長担当保育士がその情報を見て、保護者へ様子を知らせている。長時間保育の計画は、年間計画の中に組み入れられている。担任保育士もローテーションで保育を行い、長時間保育の保護者にも子どもの情報を口頭で伝えている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 園長の企画した、小学生と一緒に警察音楽隊の演奏を聴く会や、小学校の授業参観や合同での遠足など、様々な交流の機会を作っている。配慮を必要とする子どもの様子を早目に伝えておき、小学校教諭が様子を見に来る機会を作っている。懇談会等を通じて保護者とも情報を共有し、スムーズな就学となるよう心を尽くしている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 「健康管理マニュアル」に従って子どもの健康管理を行っており、「健康の記録」に健診結果等が記載されている。保育をする上で必要なアレルギーや持病の一覧表が職員室にあり、各クラスにも写真付きで掲示してある。職員室においてあるノートに各自が記入することで、けがなど、園内で起きたことが職員全員にすぐ分かるような仕組みがある。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 健康診断、歯科健診の結果は、書面にして個人ごとに保護者に伝えている。健診日に休んだ子どもは、別日に園医が来園するとき受けるか、または保護者が園医に連れて行き、受診することで全員が受けられるようにしている。異常があった場合は、保護者に知らせ、職員間でも情報を共有している。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 「アレルギー対応マニュアル」があり、保護者と相談の上、「生活管理指導表」の提出と共に除去食の提供が行われている。毎月、栄養士が作成した献立を保護者へ渡し、除去するものを確認している。誤食の無いよう、机に顔写真と共にアレルギーや提供してはいけない食べ物が貼ってある。はな保育の合同研修でも取り上げ、職員全員が受講している。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 食育計画は学年ごとにあり、芋ほり後の焼き芋など、食べることを楽しめる様々な工夫がある。自主性を大切にしており、給食も好きな席で、食べたいタイミングで食べられるようにしている。日々の給食写真は、おやつと共に毎日2ヶ所に掲示され、保護者と子どもとの話のきっかけとなっている。おやつも毎日手作りされ、食育の充実に力を入れている。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a · b · c
<コメント> 市のルールをベースに、自園で作成した「給食室衛生管理マニュアル」を作成し、栄養士が主となって安心・安全な調理に努めている。毎月の献立作成時の給食会議では、栄養士の他に職員の代表も参加し、子どもの声や担任の意見を伝えている。子どもの嗜好や食べやすさなどを調査し、その結果を献立に反映させている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a · b · c
<コメント> 「園だより」や「クラスだより」で、保育の意図と共に子どもの生活の様子を写真付きで保護者に伝えている。保護者からは、主に口頭でその日の様子が伝えられている。個人懇談会が年に1回、保育参観は年2回行われており、家庭と園との情報を共有して連携を図っている。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a · b · c
<コメント> 園長が積極的に保育に入り、日々の思いをブログに書いている。よく読んでいるファン（保護者）も多く、園のことがよく分かると好評である。保護者からの相談に対しては、担任、園長代理、園長など、保護者の希望に沿って個別に、または複数名で対応している。主に対話で解決に導いている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a · b · c
<コメント> 虐待の対応研修は行われている。早期発見のルーティンは周知されており、適切な見守りや観察が行われている。現場職員への具体的な研修や継続的な意識付けの話合いなどは、確認できなかった。園としての対応方法をマニュアル化し、職員が気づいた場合すぐに動けるような指針があると、職員の意識が高まる。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a · b · c
<コメント> 年に2回、保育の振り返りのチェックを行っている。しかし、個人のチェックにとどまり、園全体の資質向上に向けた取り組みとしてのチェックには至っていない。それぞれの評価を分析して、園の強みや弱みを洗い出し、保育の質の向上につなげる手立てとしていただきたい。		